

令和7年2月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和7年2月19日、午前9時30分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟2階スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

太子町学校教育審議会の答申について（学校給食費の改定について）

令和7年度小中学校学級編成見込みについて

第 6. 議事

議案第7号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第8号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第9号 太子町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第10号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第7号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について

議案第11号 令和7年度太子町一般会計予算（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について

議案第12号 教育委員会表彰の受賞者について

議案第13号 区域外就学の承諾並びに協議について

議案第14号 学校指定の変更申立てについて

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福本	充治
委	員	福田	秀樹
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	糸井	香代子
教 育 次 長	福井	照子
管 理 課 長	改野	学由
こどもえがお課長	肥塚	馨
社会教育課長	熊谷	恵之
文化推進課長	森本	麻友
管 理 課 係 長	武中	俊明
管 理 課 係 長	大上	香織
管 理 課 主 査	光藤	雄矢

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださいますありがとうございます。
ただいまから、令和7年2月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福本委員と杉本委員にお願いします。
本日の会議録の署名委員は福田委員と竹澤委員を指名させていただきます。
よろしくお願いいたします。
また、本日の第12号から第14号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。
それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <2・3・4月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 2・3・4月の行事結果及び行事予定について説明いたしましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

委員 3月1日（土）に開催される、石海地区青少協の総会・研修会に出席します。

教育長 よろしく願いいたします。
他にございませんか。

各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 教育長報告について事務局より説明をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②太子町学校教育審議会の答申について（学校給食費の改定について）、③令和7年度学級編成見込みについての3件ございます。
はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可について、1件の届出があります。
申請者は、NPO法人姫路YMCAです。
事業名称は、「2025年姫路YMCA野外活動クラブと春休みプログラム」です。

実施日は、令和 7 年 3 月 25 日（火）から 4 月 6 日（日）までです。

実施場所は、YMCA 太子遊びと冒険の森です。

野外活動を通して青少年の精神・知性・身体の成長をはかることを目的に開催されます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

教育次長 令和 7 年 1 月 29 日に学校教育審議会を開催し、学校給食費について諮問いたしました。

同日に答申を受けておりますので報告いたします。

答申内容につきまして、「物価高騰が続くなか、学校給食の質を維持する必要があることから、令和 7 年度以降の学校給食費を諮問のとおり改定することはやむを得ないと考える。」ということで、諮問いただいております。

「ただし、家庭においても物価高騰の影響を大きく受けていることから、改定に伴う増加額について、更なる保護者の負担軽減をお願いする。また、負担軽減にあたって、不登校・アレルギーなどで給食を食べられない児童・生徒にも一定の配慮をお願いするとともに、今後、給食費の無償化については、子育て世代以外の施策とのバランスを考慮したうえで実施を検討願いたい。」という意見を付しての答申となっております。これを受けまして、後ほど（その他）で報告させていただきます通り、給食費に関する規則の改正を行う予定です。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

管理課長 令和 7 年度の小学校、中学校の人数および学級数の見込みを表にまとめておりますので、ご覧ください。

はじめに、小学校の全体の児童数について、令和 6 年度は 1,866 人、令和 7 年度は 1,794 人の予定で、72 人減の見込みです。

各小学校の学級数について、斑鳩小が 1 学級減、石海小が 1 学級増で、全体の学級数は 85 学級で増減はございません。

また、来年度で全学年が 35 人学級になります。

次に、中学校について、令和 6 年度の太子西中 3 年生は生徒数が 148 人で、40 人学級で換算しますと、本来は 4 学級ですが、35 人学級で編成している都合で 5 学級となっております。

全体の生徒数自体は、令和 6 年度 1,011 人、令和 7 年度 1,001 人の予定で、10 人減の見込みです。

各中学校の学級数について、太子西中が令和 6 年度 17 学級から、令和 7 年度 16 学級の 1 学級減となっておりますが、先の説明の通り 35 人学級編成の 5 学級で計算しているため、本来は増減なしでございます。

太子東中につきましては、通常学級と特別支援学級がそれぞれ 1 学級減となり、令和 6 年度 21 学級から、令和 7 年度 19 学級の 2 学級減となっております。

そのため、全体の学級数は、令和 6 年度は 38 学級、令和 7 年度は 35 学級の予定となり、実質的には 3 学級減となります。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

本日の議事は 8 件ございます。

議案第 7 号について事務局より説明をお願いします。

こどもえが課長 議案第 7 号「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

こちらの条例は、町が家庭的保育事業等を認可するための条例です。

保育所や認定こども園は県に認可権がありますが、家庭的保育事業等につきましては、町に認可権があるため、条例で基準を定めておく必要があります。

本条例は、上位法である同名の内閣府令に基づいて定めているため、上位法が改正されたことに伴い、本条例も改正いたします。

改正内容につきましては、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者の管理栄養士国家試験受験資格としての栄養士免許が今年度から不要になるため、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合でも要件を満たすよう、栄養士と管理栄養士を並列に表記する改正となっております。

具体的には、(食事の提供の特例)に関する第 16 条第 1 項第 2 号中に記載されている「栄養士」を、「栄養士又は管理栄養士」に改正いたします。

施行日は上位法である内閣府令の施行日に合わせて、令和 7 年 4 月 1 日としております。

この条例改正案を 3 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 7 号は、原案の通り議会提出の承認をいただいでよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

では、原案のとおり、3 月議会に提出することとします。

続いて、議案第 8 号について事務局より説明をお願いします。

こどもえが課長 議案第 8 号「太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。
こちらの条例は、学童保育に関する基準を定めた条例になっております。
今回の改正は、学童保育の利用希望者が多い本町の人材確保に苦慮しているという実情を受けて、放課後児童支援員のみなし期間を延長するものです。
放課後児童支援員は、本条例の第 10 条第 3 項の第 1 号から第 10 号に示される、保育士や社会福祉士といった資格を有した上で、認定資格研修を修了する必要がありますが、修了予定者についても支援員としてみなすことができる経過措置があります。
この経過措置期間が附則第 2 条に設けられていますが、修了までの期限が令和 7 年 3 月 31 日までとなっているため、改正により経過措置期間を延長いたします。
改正内容につきまして、経過措置期間を「当分の間」とし、修了までの期限を、放課後児童支援員として事業に従事してから 2 年の間に変更いたします。
施行日は令和 7 年 4 月 1 日としております。
この条例改正案を 3 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。
以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございますか。
各委員 ありません。
教育長 それでは、議案第 8 号は、原案の通り議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。
教育長 ありがとうございます。

では、原案のとおり、3 月議会に提出することとします。
続いて、議案第 9 号について事務局より説明をお願いします。
管理課長 議案第 9 号「太子町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。
学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）により、平成 21 年 4 月 1 日に「学校保健法」から「学校保健安全法」となったことから、太子町立学校教職員安全衛生管理規程においても関係する箇所の改正を行いました。この度例規の点検を行っていたところ、改正漏れがあったことが分かりました。
第 14 条第 1 項中「学校保健法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、」を「総合判定するとともに」に改めるものです。
本規程の改正に関する説明は以上です。
なお、現行の規程につきましては、本日お配りしております資料をご確認ください。
以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございますか。
各委員 ありません。
教育長 それでは、議案第 9 号は、承認いただいてよろしいでしょうか
各委員 結構です。
教育長 続いて、議案第 10 号について事務局より説明をお願いします。
管理課長 議案第 10 号「令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 7 号）（うち教育委員会所管分）」

に対する意見聴取について」説明いたします。

私からは管理課所管分について説明いたします。

3月補正予算は、事業の完了に伴う減額が中心となります。

そのため、無事完了した事業や、入札等により生じた工事費等の不用額を計上しております。

歳入のうち、「太田小学校受水槽設備等更新事業債及び斑鳩小学校受水槽設備等更新事業債」につきましては、工事及び設計業務が起債対象事業であることが確認されたため、兵庫県との協議を経て起債を新規充当しております。

管理課分は以上です。

こどもえが課長

こどもえが課所管分について説明いたします。

管理課と同様、3月補正予算は、事業の完了や決算見込みに伴う減額が中心となります。

歳入のうち、国庫支出金及び県支出金の「児童手当負担金（過年度分）」につきましては、今年度の6月に行った令和5年度の実績報告の精算分で追加交付となったものになります。

また歳出のうち、障害福祉費の「療育訓練指導員委託料追加」につきましては、委託先である「るぼろ」の利用児童の増加に伴い、580,000円の委託料を追加しております。

こどもえが課所管分は以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。

本課も決算見込みに伴う減額が中心となりますが、歳入のうち、県支出金の「地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金」につきましては、県の交付13,000円を追加いたします。

また、諸収入の「公民館学習発表会個人負担金」につきましては、予定していた茶席を実施しなかったため、補正後の額が0となるよう減額しております。

続いて、歳出のうち、債務負担行為を補正している「公共施設予約管理システム更新事業」につきましては、町民体育館、文化会館、地域交流館、総合公園の体験学習施設それぞれの予約をホームページから行えるようにし、クレジット決済が可能となるシステムを導入するものとなります。

令和7年度の実行予算にあげていますが、3月中に契約の準備を行うにあたり、債務を負うことになるため、債務負担行為を設定し、業者選定の事前準備をするために、補正で事業をあげています。

社会教育課所管分は以上です。

文化推進課長

文化推進課所管分について説明いたします。

本課も決算見込みにより各予算を減額しております。

歳出のうち、会館管理費の「自主事業業務委託料減額」につきましては、あすかホール文化振興協会の剰余金と、3月に実施する公演のチケット収入を見込んでおり、3月末までの自主事業は対応可能であると判断し、減額しております。

文化推進課分は以上です。

教育長

ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

教育長 それでは、議案第 10 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 11 号について事務局より説明をお願いします。

教育次長 議案第 11 号「令和 7 年度太子町一般会計予算（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明いたします。

 教育費の歳出予算及びこどもえがお課所管の民生費児童福祉費の歳出予算を一覧にしております。

 まず、令和 6 年度と 7 年度の教育費の増減について説明させていただきます。

 項 1 教育総務費、目 4 教育支援センター費の減につきましては、令和 6 年度のトイレ整備事業や屋上防水事業の完了による減になります。

 続いて、項 2 小学校費及び項 3 中学校費の目 2 教育振興費の増につきましては、1 人 1 台の学習用タブレット更新や、校務支援システムのクラウド構築業務費用に伴う増となります。

 続いて、項 4 幼稚園費、目 2 教育振興費の減につきましては、給食副食費負担金を計上しなくなったことによる減になります。

 こちらは、こどもえがお課と給食センターの調整によるもので、一般会計から補填されるため、保護者の負担に影響はありません。

 続いて、項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費の増につきましては、先ほど社会教育課長より説明がありましたとおり、公共施設予約管理システム構築委託料や同システム使用料の計上に伴う増になります。

 続いて、目 7 会館管理費及び目 8 歴史資料館費の増につきましては、丸尾建築あすかホール及び歴史資料館の大規模改修工事費に伴う増となっております。

 続いて、項 6 保健体育費、目 3 総合公園管理費の増につきましては、陸上競技場の 4 種公認更新工事費による増になります。

 町予算のうち、教育費が占める割合について、令和 5 年度は 12.18%、令和 6 年度は 12.42%、令和 7 年度は 21.85%となります。

 但し、令和 7 年度の割合につきましては、文化会館大規模改修や歴史資料館大規模改修を除外すれば、13.99%となります。

 次に、民生費について説明いたします。

 項 2 児童福祉費、目 2 保育所費の減につきましては、斑鳩保育所屋根外壁改修工事の完了に伴う減になります。

 続いて、目 7 子育て支援施設運営費の減につきましては、児童館解体工事費の完了に伴う減になります。

 それ以外の事業につきましては、人件費高騰の影響を受けて伸びております。

 それでは、各課の施設整備関係について、各課長より説明いたします。

管理課長 管理課所管分の施設整備関係について、主だった事業を説明いたします。

 まず、太子西中学校の「北校舎等トイレ改修工事費」について、令和 6 年度に南校舎のトイレ改修が完了しましたので、令和 7 年度に北校舎及びプール棟トイレの改修を行います。

次に、太田小学校の「北館受水槽設備等更新工事費」について、令和 6 年度に南館設備の更新が完了したため、令和 7 年度に北館設備の更新を行います。

続いて、石海小学校の「屋外運動場トイレ及び体育倉庫整備工事費」について、令和 6 年度に実施設計を行った屋外運動場トイレ及び体育倉庫の解体・新設を行っています。同校の屋外運動場において、企画政策課が防災倉庫の設置を計画しているため、一体的に進めております。

同じく石海小学校の「北校舎トイレ改修工事費実施設計委託料」について、北校舎トイレの洋式化が進んでいないため、令和 8 年度以降のトイレ改修工事のために、実施計画を行うものです。

続いて、小中学校の「屋内運動場無線ネットワーク整備工事費」について、屋内運動場に、校舎と同様に教育用ネットワークを整備し、授業や行事等でタブレット端末を使用できるようにいたします。

最後に、学校給食共同調理センターの「旧学校給食共同調理センター解体工事費」について、他の用地利用に供するために、施設を解体するものです。

以上です。

こどもえが課長

こどもえが課所管分について説明いたします。

まず、斑鳩保育所の「厨房空調設備更新工事費」について、保育所では給食提供にあたり、自園調理のため調理室が設置してありますが、経年劣化により空調の効きが悪くなっているため、更新工事を行います。

続いて、石海幼稚園の「トイレブース改修工事費」について、木製の壁や扉が、経年劣化により剥がれ等が目立つようになったため、改修いたします。

以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。

まず、龍田公民館の「雨漏り改修工事費」について、龍田公民館北側が劣化しており、防水が不十分なため、修繕工事を実施いたします。

次に、町民体育館の「遮光カーテン設置工事費」について、体育館の遮光カーテンは、アリーナとロビーの間に設置されていますが、新たにロビー北側の窓にも設置いたします。

最後に、陸上競技場の「4 種公認更新工事費」について、令和 8 年 3 月 28 日までに工事を完了し、認定を受ける予定で進めているため、9 月から使用禁止にし、工事に取り掛かります。

以上です。

文化推進課長

文化推進課所管分について説明いたします。

文化会館及び歴史資料館につきましては、築 31 年が経過しており、令和 7 年度大規模改修工事に着手いたします。

文化会館においては、天井の耐震化、空調更新や照明の LED 化、トイレの洋式化等の設備更新、外壁等の補修を予定しております。

歴史資料館においては、空調機器やエレベータの更新、照明の LED 化、トイレの洋式化、和室を洋室に改装する等の改修工事を予定しております。

以上です。

教育長 ここまでで、ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 町予算のうち、教育費の占める割合を教えてくださいましたが、こどもえがお課の予算割合はわかりますか。

教育次長 令和7年度におけるこどもえがお課の予算総額は、幼稚園費をふくめて2,477,856,000円となり、町予算のうち、占める割合は、15.14%となっています。

令和6年度につきましては、社会福祉課と一緒にしている部分があり、こどもえがお課分の予算のみを抽出することができませんでした。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、施設整備以外の来年度予算について、各課長から説明をお願いします。

管理課長 令和7年度歳入歳出予算書の教育委員会関係の抜粋をご覧ください。

管理課所管分について主だったものを説明いたします。

まず歳入につきまして、款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金のうち、節1教育総務費負担金に「大阪・関西万博子ども招待プロジェクト保護者負担金」を計上しております。

こちらは、万博へ行くにあたって、保護者に負担していただく費用になります。

続いて、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金のうち、節1学校費補助金に「公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金」を計上しております。

こちらは、タブレットを更新するための補助金であり、補助率は3分の2となっております。

続いて、款16県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金のうち、節1学校費補助金につきましては、主に自然学校や環境体験、あるいは人的配置に関する補助金が計上されております。

続いて、款16県支出金、項3委託金、目6教育費委託金のうち、節1教育振興費委託金につきましては、放課後学習や部活動の地域移行に関する費用の委託金が計上されております。

歳入については以上です。

次に歳出につきまして、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費のうち、節7報償費に「学校活性化委員会委員謝礼」を計上しております。

こちらにつきまして、龍田小学校の今後の在り方について、検討していく委員会を立ち上げて、委員にお支払いする謝礼となります。

同じく、目3教育振興費のうち、節10需用費の消耗品に「教師用教科書・指導書、事務消耗品外」を計上しております。

こちらは、中学校の教科書が改訂されるため、教師用の教科書、指導書が含まれております。

同じく、目3教育振興費のうち、節18負担金、補助及び交付金に「大阪・関西万博子ども招待プロジェクト補助金」を計上しておりますが、こちらは各校へのバス代の補助となります。

続いて、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費のうち、節 14 工事請負費については、入札に係るものとなるため、金額を空欄にしております。

続いて、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 2 教育振興費のうち、節 1 報酬に「別室少人数指導員報酬」を計上しております。

こちらにつきまして、小学校 4 校に 1 人という補助要件のもと、校内教育支援センター支援員の報酬に対して県から補助が出ておりましたが、令和 7 年度から、2 校に 1 人へと要件が変更されるため、この度、県の補助を活用したうえで、支援員 2 名分の報酬として予算を組んでおります。

同じく、目 2 教育振興費のうち、節 7 報償費に「リズム体操講師謝礼」を計上しております。

こちらは、小学校低学年に運動する機会を与えるために、ふるさと納税を活用して実施していた事業になりますが、子どもの運動能力や体力の向上という点で好評だったため、来年度も引き続き実施するものになります。

同じく、目 2 教育振興費のうち、節 14 工事請負費につきましては、施設整備関係の説明で申し上げた「屋内運動場無線ネットワーク整備工事費」についてですが、入札の関係で金額を空欄にしているため、念のため報告いたします。

同じく、目 2 教育振興費のうち、節 17 備品購入費に「学習用タブレット購入費」として、115,940,000 円を計上しております。

続いて、款 10 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費のうち、節 14 工事請負費については、項 2 小学校費と同様、金額を空欄にしております。

続いて、款 10 教育費、項 3 中学校費、目 2 教育振興費のうち、節 7 報償費に「部活動地域移行実証事業指導者等謝礼」として 700,000 円を計上しております。

こちらにつきましては、コーディネーターの配置費用に置き換えを検討しております。

同じく、目 2 教育振興費のうち、節 17 備品購入費に、項 2 小学校費と同様に「学習用タブレット購入費」として 67,155,000 円を計上しております。

以上です。

こどもえが課長

こどもえが課所管分について説明いたします。

まず、債務負担行為として「学童保育園運営委託事業」を、令和 7 年度から令和 10 年度の期間で、510,000,000 円を限度額に予算を組んでおります。

こちらは、職員不足等の改善を図ることを目的とし、令和 7 年度を準備期間として業者選定を行い、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間で、民間への業務委託を考えております。

次に歳入について、款 13 負担金及び分担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金のうち、節 2 児童福祉費負担金に「私立保育所児童保育料」を計上しておりますが、こちらは、町外の私立保育園に通われている方の保育料になります。

同じく、節 2 児童福祉費負担金に「放課後児童クラブ保護者負担金」を計上しておりますが、こちらは、町立学童に通われている方の保護者負担金になります。

同じく、節 2 児童福祉費負担金に「保育所給食費保護者負担金」を計上しておりますが、こちらは、斑鳩保育所の副食費の負担金になります。

続いて、款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 民生使用料のうち、節 1 児童福祉使用料に「保育所保育料」を計上しておりますが、こちらは、斑鳩保育所の 3 歳未満児の保育料について計上したものになります。

続いて、款 15 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金のうち、節 4 児童福祉費負担金につきましては、事業の補助費に対する国庫の負担金として、「子どものための教育・保育給付交付金」「子育てのための施設等利用給付交付金」「児童手当負担金」をそれぞれ計上しております。

続いて、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金のうち、節 2 児童福祉費補助金につきましては、子ども子育て支援事業等のこどもえがお課が行っている事業の補助金になります。

なお、「産後ケア事業補助金」につきましては、さわやか健康課の事業ですが、歳入においては、子ども子育て交付金の一事業となり、こどもえがお課が取りまとめて国に報告するため、こどもえがお課所管となっております。

続いて、款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金のうち、節 2 児童福祉費補助金のこどもえがお課所管分につきましては、国庫の随伴補助と県の単独補助があるため、事業費に対する補助金を計上したのになります。

歳入については以上となります。

次に歳出について、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費を令和 6 年度と比較すると、人件費に係る 20,400,000 円程度の増になっています。

特に、利用者の増加により 12 月に補正させていただきました、節 19 扶助費につきましては、児童養護施設への送迎といった事業の拡充を検討しております。

続いて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 2 保育所費について、こちらは、斑鳩保育所の運営費になります。

前年度と比較して減額となっておりますが、先ほど次長が申し上げました通り、屋根と外壁の工事が完了したことに伴うものです。

続いて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 3 保育所運営費のうち、節 18 負担金、補助及び交付金の「保育対策総合支援事業費補助金」を計上しております。

こちらは、安全対策、環境改善事業分として、主に 3 歳未満の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費ということで、私立の認定こども園 1 施設当たり 500,000 円の予算を計上しております。

続いて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 5 児童措置費のうち、節 19 扶助費に「児童手当」を計上しております。

令和 6 年度と比較すると、制度の拡充によって 140,000,000 円程度の増となっております。

続いて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 8 障害児福祉費について、こちらは、さわやか健康課と混在しております。

こどもえがお課所管分の予算は、1,200,000 円程度の増となっておりますが、こちらは、節 12 委託料に係るものであり、議案第 10 号で説明いたしました通り、委託先である「るぼろ」の利用児童が増加したことに伴う療育訓練指導員委託料の増によるもので

す。

続いて、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 9 放課後児童健全育成事業について、支援数が 2 支援増となっているため、令和 6 年度の当初予算と比較して、人件費と運営費が 2 支援分の増額となっております。

続いて、款 10 教育費、項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費のうち、節 17 備品購入費の「施設備品購入費 冷風機」及び「施設遊具購入費 総合遊具」について、こちらは、入札に係るため、金額を空欄にしております。

「施設備品購入費 冷風機」につきましては、遊戯室に冷風機を設置し、梅雨時期から夏季にかけての教育活動の充実を図りたいと考えております。

「施設遊具購入費 総合遊具」につきましては、太田幼稚園の総合遊具に経年劣化がみられるため、更新を検討しております。

続いて、款 10 教育費、項 4 幼稚園費、目 2 教育振興費につきまして、先ほど教育次長が申し上げました通り、給食副食費負担金を計上しておりません。

こちらは、給食関係が一般会計になったことに伴い、副食費免除分が一般財源から補填されるということで、保護者には影響がないことを改めてお伝えいたします。

令和 7 年度のこどもえがお課のランニングコストについて、臨時的経費が工事及び備品購入のみであり、ほとんどが経常経費であることを踏まえると、先ほど教育次長が申し上げました通り、予算総額である 2,477,856,000 円程度になると考えております。

また、令和 7 年度中に実施する新規事業はほとんどありませんが、令和 8 年度以降に実施する新規事業の準備として、学童における業務委託のプロポーザルの実施や、保育所等における「こども誰でも通園制度」のための条例整備等を進めてまいります。

さらに、とみのおか保育園より、建造中の園舎で小規模な家庭的保育事業を実施したいと報告を受けているため、その確認及び認可等も行っていきたいと考えているほか、二葉保育園や石海保育園が令和 8 年度以降に建て替えを予定されているため、これらの事前準備も進めていきたいと考えております。

令和 8 年度以降の新規事業につきまして、現時点で令和 7 年度予算には反映されておりませんが、令和 7 年度中に準備等を進めるため、お知らせいたします。

以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。

まず歳入について、款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 教育使用料のうち、節 3 社会教育使用料について、各地区公民館や交流館、総合センターの使用料を計上しております。

続いて、款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 教育使用料のうち、節 4 保健体育使用料について、体育館や総合公園の使用料を計上しております。

実績に基づいて予算を組んでおり、令和 6 年度と比較して大きく変更している箇所はございません。

続いて、款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費県補助金のうち、節 2 社会教育費補助金について、人権に係る事業や学校と地域の連携事業、隣保館の補助金を組んでおります。

続いて、款 17 財産収入、項 3 雑入、目 2 雑入のうち、節 8 教育費雑入に各講座の参加費負担金を組んでおります。

特に、「スポーツ振興くじ助成金」につきましては、総合公園 4 種公認の宝くじに係る補助金を組んでおります。

また、「体育館ネーミングライツパートナー契約料」について、創継町民体育館と提示するにあたり 560,000 円となっているため、令和 7 年度においても当該の金額で予算を計上しております。

歳入については以上です。

次に歳出について、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費のうち、節 11 役務費、節 12 委託料、節 13 使用料及び賃借料について、クレジット納付に係る公共施設予約管理システムの構築委託料を計上しております。

続いて、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 2 公民館費のうち、節 17 備品購入費の「施設備品購入費」につきまして、机や椅子の購入費として 949,000 円をあげております。こちらは、現行の石海公民館が令和 8 年 4 月から保健福祉会館に移設するにあたり、事前準備として机と椅子を新規購入するためのものです。

続いて、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 3 青少年教育費のうち、節 7 報償費について、20 歳のつどいの運営委員や、地域学校協働活動の推進員への謝礼等を計上しております。

また、20 歳のつどいにつきましては、次回は町民体育館にて実施予定としておりますので、その点も反映した予算となっております。

続いて、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 4 人権教育費のうち、節 17 備品購入費に「教材用備品購入費」を計上しております。

こちらは、学習発表会等で使用する人権啓発用の DVD を購入する予算となります。

こちらの DVD は、貸出しが多いため、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 9 総合センター費のうち、節 17 備品購入費の「教材用備品購入費」においても、予算を計上しております。

続いて、款 10 教育費、項 6 保健体育費、目 2 体育館費のうち、節 17 備品購入費の「施設備品購入費」については、要望させていただきました冷風機 4 台を購入するための予算を計上しております。

同じく、節 17 備品購入費の「運動用具購入費」について、フィットネスルームに係る備品等を購入するための予算を計上しております。

続いて、款 10 教育費、項 6 保健体育費、目 3 総合公園管理費のうち、節 14 工事請負費に「陸上競技場 4 種公認更新工事費」を計上しております。

金額は伏せておりますが、275,000,000 円の費用を組み、歳入として宝くじ助成金 100,000,000 円を申請しているといった予算規模となっております。

また、款 10 教育費、項 6 保健体育費、目 3 総合公園管理費のうち、節 17 備品購入費の「運動用具備品購入費」におきましても、4 種公認関係備品を重要物品として備品購入するための予算を計上しております。

以上です。

文化推進課長

文化推進課所管分について説明いたします。

まず、債務負担行為として「文化会館大規模改修事業」を、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて組んでおります。

次に歳出について、款 17 財産収入、項 3 雑入、目 2 雑入のうち、節 8 教育費雑入の「文化会館ネーミングライツパートナー契約料」について、年間 1,100,000 円だったものが、大規模改修に伴う文化会館の休館中に限り、年間 108,000 円としております。この金額について、太子町ホームページ有料広告掲載に関する要領の掲載料金 1 年分が 54,000 円となっていたため、掲載 2 箇所分を算定して年間 108,000 円としております。

次に歳出について、款 10 教育費、項 5 社会教育費のうち、目 5 文化財保護費、目 6 図書館費、目 7 会館管理費、目 8 歴史資料館費が、文化推進課所管分となります。

目 5 文化財保護費のうち、節 12 委託料の「調査資料デジタルデータ作成委託料」につきましては、過去の発掘調査で作成された図面等の劣化が進んでいるため、デジタルデータ化を実施するものとなります。

同じく、節 12 委託料の「遺跡発掘調査作業委託料」及び「埋蔵文化財調査測量委託料」につきましては、産業経済課の事業に伴い実施する試掘調査の予算となります。

こちらにつきましては、歳入における款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金のうち、節 2 社会教育費補助金の「埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助金」として、国から補助率 2 分の 1 の補助金があるほか、款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費県補助金のうち、節 2 社会教育費補助金の「埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助金」として、県から補助率 4 分の 1 の補助金があります。

続いて、目 6 図書館費のうち、節 17 備品購入費の「事務用備品購入費」について、こちらは、平成 20 年から使用している電話機の部品が無く、故障時に対応ができなくなることから、電話機の更新費用を計上しております。

続いて、目 7 会館管理費につきましては、改修工事に伴い休館いたしますが、その間に必要な点検費用や、事業の委託料を計上しております。

また、節 12 委託料の「文化会館大規模改修工事監理業務委託料」及び、節 14 工事請負費の「文化会館大規模改修工事費」につきましては、大規模改修工事に係る費用であり、入札の関係で費用を空欄にしております。

続いて、目 8 歴史資料館費につきましては、文化会館と同じく 2 年間休館いたしますが、その間に必要な点検や事業の開催費を計上しております。

また、節 12 委託料の「歴史資料館大規模改修工事費監理業務委託料」及び、節 14 工事請負費の「歴史資料館大規模改修工事費」につきましては、文化会館と同様、改修工事に係る費用になります。

続いて、目 8 歴史資料館費のうち、節 13 使用料及び賃借料の「自動車借料」につきましては、歴史講座で庁用バスを使用しておりましたが、庁用バスの廃止に伴い、費用を計上しております。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 こどもえがお課所管分につきまして、幼児の睡眠中の事故防止対策として、私立の認定こども園 1 施設当たり、500,000 円の予算を計上しているとのことでしたが、公立は園どうなるのでしょうか。

こどもえがお課長 ひとまず私立の園で予算を組み、公立の園でも機器を導入できそうであれば進めようと考えております。

教育長 他にございませんか。

委員 10 月の総合教育会議の際に、教育次長から重点項目に関する説明を受けましたが、要求したものは概ね達成されたのでしょうか。

教育次長 テニスコートの照明に関する要求を除いて、概ね要求が通っております。

社会教育課長 補足いたします。

 社会教育課から、太田公民館の空調の更新を重点目標として説明しておりましたが、課内で協議を行い、龍田公民館の雨漏り改修工事の優先順位が高く、太田公民館の空調は稼働しているという点を考慮した結果、故障した際は予備費による対応で措置いただくという形で調整させていただきましたので、ご了承いただければと思います。

教育長 他にございませんか。

委員 幼稚園の遊戯室の照明について、暗さが気になりますが、今後、LED に更新する予定などはあるのでしょうか。

こどもえがお課長 遊戯室照明の LED 化につきましては、斑鳩保育所も含めて進める方向で、教育長とも話をしております。

 来年度ではありませんが、計画的に進めていきたいと思っております。

教育長 他にございませんか。

委員 社会教育課所管分について、令和 7 年度は町民体育館で 20 歳のつどいを実施されるとのことでしたが、暖房等は設置されるのでしょうか。

社会教育課長 寒さ対策について、現時点で暖房等を設置するための予算措置は整っていない状況ですが、20 歳のつどいにおいては、中学校の体育館に置いてあるような暖房機器をお借りして対応することを検討しております。

教育長 他にございませんか。

委員 文化会館ネーミングライツパートナー契約料について、体育館と比較して価格に差がありすぎるように感じますが、調整することはできないのでしょうか。

文化推進課長 文化会館が休館する間は料金を受け取らないことも検討しておりましたが、看板 2 箇所分の料金を太子町ホームページ有料広告掲載に基づいて設定いたしました。

 本来であれば、企業名が各所へ宣伝されることを想定した価格を設定するものではありますが、工事期間中は事業が実施されず、広報に名前が掲載されることも、名前を記載した封筒が出回ることもないため、今回のような価格といたしました。

教育次長 ネーミングライツの権利を買っていただくことは、対外的に名前が出ていくことに対する広告料のような意味合いを持ちます。

 先ほど文化推進課長からも申し上げた通り、2 年間の休館に伴い事業が実施されないにもかかわらず、看板が設置されているだけで年間 100,000 円以上をお支払いいただいております。

今後も継続して契約していただくことを考慮し、折り合いをつけた金額となっておりますので、これ以上高額に設定することは難しいです。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 11 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

これらは、予算案として議会に提出されることとなりますので、確定ではありません。3 月の町議会で、議決を受けて予算成立となりますことを、ご承知おきください。

続いて、第 12 号議案について事務局より説明をお願いします。

なお、ここからは非公開議案とします。

管理課長 <議案第 12 号「教育委員会表彰の受賞者について」説明>

教育長 続いて、第 13 号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第 13 号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明>

教育長 続いて、議案第 14 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第 14 号「学校指定の変更申立てについて」説明>

●その他

教育長 本日の議事は全て終了いたしました。

続いて、その他の報告に移ります。

まず、教育委員の皆様から何かご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、事務局から何か連絡事項はありますか。

管理課長 太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

こちらは、教育委員会規則ではないため、委員会の議決案件ではなく、町長決裁により公布されていることをお伝えします。

改定後の給食費について、現行の金額から 700 円値上げいたしますが、値上げ分は町が補助を行うため、保護者負担金については変わらないことになります。

また、国が給食費の無償化について議論を進めておりますが、国の動向を受けて自治体の施策も変わっていくものと考えられます。

以上です。

教育長 他に事務局より連絡はありますか。

社会教育課長 次回の定例会で、行政組織規則の改正を提案したいと考えております。

内容について、令和 7 年度から文化会館や歴史資料館、図書館といった文化推進課の施設を、社会教育課の所管に変更するための規則改正を提案させていただきたいと考えておりますので、先んじてお伝えいたします。

以上です。

教育長 ほかに連絡事項が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。
 次回の定例会は3月19日（水）午後1時30分に開会いたします。
 以上をもちまして2月の定例会を終了させていただきます。
 お疲れさまでした。

令和7年2月19日 午前11時00分閉議